

大阪信用金庫・地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 大阪信用金庫（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、大阪府域における中小企業支援及び地域社会の発展に貢献することを目的として、本包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携項目)

第2条 本協定による主な連携項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業支援に関すること。
- (2) 広報における相互協力に関すること。
- (3) その他双方が必要と認めること。

(コーディネーター)

第3条 前条各号に掲げる項目に関する連絡調整を行うため、甲は、大阪府立大学派遣産学連携コーディネーターが原則として週一回程度、乙を訪問できるよう配慮するものとする。なお、連絡調整は、直接の訪問が難しい場合、テレビ会議等、他の手段によることとする。

(広報の実施)

第4条 本協定に基づく具体的な事業の実施に当り、双方が相手方の名称及びロゴ等を印刷物に掲載する場合、若しくは相手方名称が入った資料を報道機関等に提供する場合、事前に相手方に通知するものとする。

(守秘義務)

第5条 すでに公知となっている情報を除き、本協定書に基づく包括連携において知り得た情報を業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続を行うものとする。
- 3 本協定書の有効期限終了後も第1項は効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に

関する各種法令等を遵守し、個人情報을適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管)

第7条 本協定に基づく包括連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理、保管する。

(情報の返還)

第8条 相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第9条 本協定書第5条から8条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(反社会的勢力への基本的対応)

第10条 連携して取り組んだ企業について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲で相互に情報を共有し、早期の関係解消に向けて協議する。

(協定期間)

第11条 本協定の期間は、締結の日から効力を生ずるものとし、双方のいずれからも協定終了の申し入れがない限り継続するものとする。

(雑則)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関して重大な事項は、双方で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成27年11月18日

大阪信用金庫

理事長 樋野 征治

地方独立行政法人

大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺 雅晴